

周南市監査委員 中村 研 二

周南市監査委員 土屋 晴 巳

定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、公表します。

（当該監査の結果は、令和2年11月17日に議長及び市長に提出し、令和2年11月27日に議会報告されています。）

1 監査の対象

財政部

財政課、課税課、収納課、契約監理課

2 監査の範囲

令和2年4月（一部平成31年4月）から令和2年7月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

令和2年9月4日から令和2年11月17日まで

4 監査の実施内容

監査に当たっては、周南市監査委員監査基準に従い、財務事務監査を中心に行政監査の視点も取り入れ、市の事務の執行が法令等に則り適正に執行されているか、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼として実施し、全部又は一部を抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

5 監査の着眼点

監査の実施に際し、過去の監査結果等を参考にリスク評価を行い、着眼点を設定した。その主な項目は次のとおりである。

(1) 共通的事項

ア 経理事務について、執行機関における管理点検体制が確立され、有効に機能しているか。

イ 内部統制が有効に機能しているか。

(2) 市税

ア 非課税、減免、課税免除、不均一課税、納期限延長の取扱い及び手続は、法令等の規定に基づいて適正に行われているか。

イ 更正決定及び加算金の処理は適正に行われているか。

(3) 契約事務

ア 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。
また、これらの内容は適正か。

(4) 財産管理事務

ア 物品は正しく分類整理されているか。また、備品管理シールなどは正確に貼付されているか。

イ 紛失、破損、盗難品、廃品その他不用品の処理は適正に行われているか。

6 監査の結果

上記事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、法令等に適合し、合理的かつ効率的な執行に努められており、次に述べる事項を除いて、おおむね適正に処理されていた。

なお、指摘事項の詳細にわたる部分や軽微な事項については、監査結果の講評の際に、文書で指導した。

財政部

財政課

財産管理事務

備品について、備品管理システムに未搭載のものがあった。

課税課

市税

市民税・県民税調査決定について、職務権限規程に基づいた手続がされていないものがあった。

契約監理課

財産管理事務

備品について、備品はあるが、廃棄手続がされているものがあった。